

鹿 児 島 県 公 報

平成21年12月25日（金）第2560号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（※）（総務課取扱い） 1
- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 2
- 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 3
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 4
- 市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例（※）（市町村課取扱い） 6
- 鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（※）
（財政課取扱い） 8
- 鹿児島県森林環境税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 8
- 鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例（※）（生活・文化課取扱い） 8
- 鹿児島県医療施設耐震化臨時特例基金条例（※）（保健医療福祉課取扱い） 11
- 鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（※）
（保健医療福祉課取扱い） 12
- 鹿児島県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（森林整備課取扱い） 13
- 鹿児島県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）
（文化財課取扱い） 13
- 鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 15

条 例

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第52号

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における議員報酬の額は、鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に、議長にあっては100分の15を、副議長にあっては100分の12を、議員にあっては100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

.....

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第53号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第15条第1項の表第15条第1項の項及び同条第3項の表第9条第1項の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第5項中「第7条」を「第6条」に改める。

.....

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第54号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成20年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

第7条第3号中「100分の5.5」を「100分の6」に改め、同条第4号中「100分の4.5」を

「100分の5」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例中第1条第1項及び附則第2項の改正規定は平成22年3月31日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第55号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表1の項中「，始良町，蒲生町」を削る。

別表保健福祉部の表20の項中「伊佐市」の次に「，始良市」を加える。

別表商工労働部の表1の項中「各市（」の次に「始良市を除き，」を加え，「，鹿屋市」を「鹿屋市」に改め，同表3の項中「伊佐市」の次に「，始良市」を加え，「，始良町」を削る。

別表農政部の表3の項中「加治木町」を「始良市」に改める。

別表土木部の表1の項中「伊佐市」の次に「，始良市」を加え，「，始良町，蒲生町」を削り，同表2の項中「，始良町」を削り，同表4の項中「各市，加治木町，始良町，蒲生町」を「各市」に，「伊佐市，加治木町，始良町，蒲生町」を「伊佐市，始良市」に改め，同表7の項中「各市」の次に「（始良市を除く。）」を加える。

第2条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表総務部の表1の項中「各市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，大和村，瀬戸内町，龍郷町，徳之島町，天城町，和泊町及び知名町」を「各市町村」に改め，同表4の項中「瀬戸内町」を「西之表市，さつま町，瀬戸内町」に改める。

別表商工労働部の表1の項中「（始良市を除き，第3号に掲げる事務及び第4号に掲げる事務（第3号に掲げる事務に係るものに限る。）にあっては鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，霧島市，南さつま市及び伊佐市に限る。）」を削り，同表3の項中「始良市」の次に「，三島村」を加え，「及び大崎町」を「，大崎町及び徳之島町」に改め，同表4の項中「阿久根市」を「鹿屋市，阿久根市」に，「，霧島市」を「，西之表市，霧島市，伊佐市，錦江町，南大隅町，中種子町，南種子町，大和村，徳之島町」に改める。

別表農政部の表1の項第11号中「第2号及び第4号」を「第7号及び第10号」に改め，同

号を同項第18号とし、同項第10号を同項第17号とし、同項第9号中「第7号」を「第14号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第8号を同項第15号とし、同項第7号中「第4号、第5号及び第11号」を「第5号から第7号まで、第9号から第12号まで及び第18号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第5条第4項の規定による国等の行う農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合のものを除く。）

別表農政部の表1の項中第4号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (9) 法第4条第5項の規定による国等の行う農地の転用の協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を転用する場合のものを除く。）

別表農政部の表1の項第3号中「法第5条第3項」を「同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項」に、「前号及び次号」を「前号及び次号から第11号まで」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第2号を第7号とし、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 法第3条第3項の規定による農地又は採草放牧地の権利の設定の許可
- (3) 法第3条第4項の規定による農地又は採草放牧地の存する市町村長への通知
- (4) 法第3条第6項の規定による許可の条件の付加
- (5) 法第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告
- (6) 法第3条の2第2項の規定による許可の取消し

別表農政部の表1の項中「三島村」の次に「十島村」を加え、「及び天城町」を「南種子町、天城町及び和泊町（第2号から第6号までに掲げる事務、第8号に掲げる事務（第9号及び第11号に掲げる事務に係るものに限る。）、第9号及び第11号に掲げる事務並びに第14号に掲げる事務（第5号、第6号、第9号及び第11号に掲げる事務に係るものに限る。））にあつては、霧島市、南さつま市、伊佐市、三島村、十島村、長島町、大崎町、南種子町、天城町及び和泊町に限る。）」に改め、同表2の項中「十島村」の次に「さつま町」を加え、同表3の項中「薩摩川内市」の次に「日置市」を加え、「肝付町」を「三島村、南大隅町、肝付町、宇検村」に改める。

別表土木部の表1の項中「指宿市」の次に「垂水市」を、「日置市」の次に「霧島市」を、「始良市」の次に「三島村」を、「大崎町」の次に「肝付町、徳之島町」を加え、同表1の2の項中「南九州市」の次に「長島町」を加え、同表4の項中「大崎町」を「さつま町、大崎町、肝付町、徳之島町」に改め、同表5の2の項及び5の3の項中「三島村」の次に「十島村」を加え、「及び宇検村」を「宇検村及び徳之島町」に改め、同表7の項中「（始良市を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成22年3月23日から、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は同年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定の施行の際同条の規定による改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては始良市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、始良市長のした処分その他の行為又は始良市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 第2条の規定の施行の際同条の規定による改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務（同表商工労働部の表4の項に掲げる事務を除く。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同条の規定の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働部の表4の項の左欄に掲げる事務に係る旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同条例第2条の規定により同項の右欄に掲げる市町村の長が処理することとなる事務に係るもののうち、同日の前日までに処分その他の行為が行われていないものについては、同条の規定にかかわらず、知事が処理するものとする。
-

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第56号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

（鹿児島県家畜保健衛生所設置条例の一部改正）

第1条 鹿児島県家畜保健衛生所設置条例（昭和25年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「始良郡加治木町」を「始良市」に改め、「伊佐市」の次に「始良市」を加える。

（鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「始良郡蒲生町」及び「始良郡加治木町」を「始良市」に改める。

（鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第39号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表中「始良郡加治木町」を「始良市」に改める。

（鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県立始良病院の項中「始良郡始良町」を「始良市」に改める。

（保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 保健所の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表始良保健所の項中「始良郡」を「始良市、始良郡」に改める。

（森の研修館かごしまの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 森の研修館かごしまの設置及び管理に関する条例（昭和40年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「始良郡蒲生町」を「始良市」に改める。

（鹿児島県港湾管理条例の一部改正）

第7条 鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「始良郡加治木町」を「始良市」に改める。

（鹿児島県立職業能力開発校条例の一部改正）

第8条 鹿児島県立職業能力開発校条例（昭和44年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「始良郡始良町」を「始良市」に改める。

（鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第9条 鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「加治木町、始良町又は蒲生町」を「又は始良市」に改める。

（鹿児島県防災研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 鹿児島県防災研修センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「始良郡始良町」を「始良市」に改める。

（地域振興局及び支庁設置条例の一部改正）

第11条 地域振興局及び支庁設置条例（平成18年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表始良・伊佐地域振興局の項中「始良郡加治木町」を「始良市」に、「伊佐市」を「伊佐市 始良市」に改める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第57号

鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和47年鹿児島県条例第15号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに駐車場の利用を開始し、同日までに当該利用を終了しなかった者の当該利用に係る料金については、なお従前の例による。ただし、同日の当該利用に係る料金の額については、この条例による廃止前の鹿児島空港県営駐車場の設置及び管理に関する条例別表利用形態別料金の欄に掲げる料金の額にかかわらず、次の表の左欄に掲げる車種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる料金の額とする。

車 種	料 金
自動二輪車	300円
普通自動車（軽四輪車を含む。）	500円
大型自動車	1,550円

鹿児島県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第58号

鹿児島県森林環境税条例の一部を改正する条例

鹿児島県森林環境税条例（平成16年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

第4条中「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第59号

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為が県民生活等に多大な影響を及ぼしていることにかんがみ、暴力排除活動の推進に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所の開設の防止、暴力排除活動を実施するもの等に対する支援等について必要な事項を定めることにより、県民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団の活動又は暴力団員の組織的な活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (5) 関係機関等 財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター（平成4年3月17日に財団法人鹿児島県暴力追放県民会議という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）その他の関係機関及び関係団体をいう。
- (6) 不動産所有者等 県内の不動産を所有し、管理し、又は占有するもの及び不動産の譲渡等の代理又は媒介を行うものをいう。
- (7) 不動産の譲渡等 県内の不動産を譲渡し、又は県内の不動産の賃借権、地上権その他の使用を目的とする権利を設定し、若しくは移転することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力排除活動は、暴力団が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれのある構成員で組織された反社会的団体であり、県民の安全かつ平穏な生活と健全な社会経済活動に多大な影響を及ぼす存在であることを県、県民、事業者及び関係機関等が共に認識し、相互に緊密な連携の下で一体となって推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、暴力排除活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第5条 県民及び事業者は、暴力排除活動に関して理解を深め、自発的に暴力排除活動の実施に取り組むよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、次に掲げる行為をしないように努めなければならない。

- (1) 暴力団員に対して不当な行為をすることを依頼し、唆し、又は助長すること。

(2) 暴力団の威力を示して不当な行為をすること。

(3) 暴力団の活動を助長すること。

3 県民及び事業者は、県が実施する暴力排除活動の推進に関する施策並びに関係機関等が実施する暴力排除活動及び暴力排除活動の推進に関する事業に協力するよう努めるものとする。

（不動産所有者等の責務）

第6条 不動産所有者等は、不動産の譲渡等を行う場合は、その相手方に対して、当該不動産を暴力団事務所の用に供しないことを確認するなど暴力団事務所の開設の防止に努めるものとする。

2 不動産所有者等は、不動産の譲渡等を行う場合は、当該不動産の譲渡等に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務所が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

3 前項に規定する契約により不動産の譲渡等を行った不動産所有者等は、当該不動産に暴力団事務所が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

4 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、その代理又は媒介する不動産の譲渡等を行うものに対し、前3項の規定を遵守するために必要な助言又は情報の提供を行うよう努めるものとする。

（不動産所有者等に対する支援及び安全対策）

第7条 県は、不動産所有者等に対し、不動産所有者等が前条に規定する責務を果たすために必要な、情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、不動産所有者等が前条に規定する責務を果たすに当たって、その生命、身体又は財産に対して暴力団員又は暴力団員から指示を受けた者が危害を加えるおそれがあると認めるときは、必要な安全対策を講ずるものとする。

（調査）

第8条 知事は、不動産所有者等が第6条に規定する責務を果たしていない疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

（勧告）

第9条 知事は、前条の規定による調査を行った不動産所有者等について、第6条に規定する責務を果たしていないため、暴力団事務所が開設され、又は開設されるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該不動産所有者等に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（公表）

第10条 知事は、不動産所有者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるとこ

ろにより、その旨を公表することができる。

(1) 正当な理由がなく、第8条第2項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(2) 前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該不動産所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（県が行う契約からの排除）

第11条 知事は、前条第1項の規定による公表をされた不動産所有者等について、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除することができる。

2 知事は、前項の規定により県が行う契約から不動産所有者等を排除しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該不動産所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村への要請及び支援）

第12条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた暴力排除活動の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する暴力排除活動の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する暴力排除活動の推進に関する施策について、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（暴力排除活動を実施するもの等に対する支援及び安全対策）

第13条 県は、暴力排除活動を実施し、又は実施することを予定しているものに対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、暴力排除活動を実施し、又は実施することを予定しているものの生命、身体又は財産に対して暴力団員又は暴力団員から指示を受けた者が危害を加えるおそれがあると認めるときは、必要な安全対策を講ずるものとする。

（鹿児島県暴力追放運動推進センターとの連携）

第14条 県は、暴力排除活動の推進に関する施策を実施するに当たっては、財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センターと緊密に連携し、及び協力するものとする。

（啓発活動）

第15条 県は、県民及び事業者の暴力排除活動に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第60号

鹿児島県医療施設耐震化臨時特例基金条例

（設置）

第1条 県が国から交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金により、災害拠点病院等の耐震化のための整備に対する支援をするなどして、地震が発生した場合において適切な医療を提供する体制の維持を図るため、鹿児島県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第61号

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年鹿児島県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3箇年度」を「5箇年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金条例の規定により貸し付けられた国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険財政の安定化に係る貸付金については、なお従前の例による。

鹿児島県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第62号

鹿児島県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「始良郡始良町」を「始良市」に改める。

第7条第2項中「同項第8号及び第9号」を「同項第7号及び第8号」に改める。

第9条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成22年3月23日から施行する。

鹿児島県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第63号

鹿児島県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県教育委員会事務処理の特例に関する条例（平成18年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事	務	市 町 村
---	---	-------

1 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）に基づく事務で、同条例第10条第1項の規定によりその例によるものとされる鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づくもののうち、次に掲げるもの（鹿児島県学校職員の給与に関する条例第2条第1項第3号に掲げる学校職員に係るものに限る。） (1) 条例第10条第1項の規定による扶養親族に係る届出の受理 (2) 前号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの	各市町村
2 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (1) 法第100条第2項において準用する同条第1項の規定による文化財の所有者への返還及び文化財の所有者が判明しない旨の警察署長への通知 (2) 法第101条の規定による警察署長からの物件の提出があった場合の当該物件の受領 (3) 法第102条第1項の規定による物件の鑑査 (4) 法第102条第2項の規定による警察署長への通知及び差戻し (5) 法第103条の規定による警察署長への文化財の引渡し (6) 法第185条第1項の規定により県教育委員会が行うこととされる重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務 (7) 法第185条第2項の規定による重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者の決定 (8) 政令第5条第3項第1号の規定により県教育委員会が行うこととされる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令 (9) 政令第5条第3項第2号の規定により県教育委員会が行うこととされる法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令 (10) 政令第5条第3項第3号の規定により県教育委員会が行うこととされる法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第55条の規定による調査	鹿屋市、薩摩川内市及び霧島市

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県教育委員会事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表右欄に掲げる市の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該市の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第64号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「加治木警察署」を「始良警察署」に改める。

第2条第1項の表加治木警察署の項を次のように改める。

始良警察署	始良市	始良市
-------	-----	-----

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。